

様式第4号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する
条例（案）】

つくば市都市計画部都市計画課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理について、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることを目的として、「つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を制定する。

（経過）

平成28年4月

- ・「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン」を策定
- ・「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱」を制定

平成28年7月

- ・「つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例」を制定

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

茨城県内44市町村のうち、つくば市を除く21の市町村で制定されている。

○ 未来構想における根拠又は位置付け

基本施策IV-4 地球に優しくごみのない低炭素で循環型のまちをつくる

○ 関係法令、条例等

- ・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁策定）
- ・太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（茨城県策定）

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることができる。

つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について

1 条例制定の経緯

再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理について、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることを目的として、「つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を制定します。

(経過)

平成28年4月

- ・「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン」を策定
- ・「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱」を制定

平成28年7月

- ・「つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例」を制定

2 主な内容

(1) 対象となる発電設備

太陽光又は風力をエネルギー源とし、土地に自立して設置されるもの

(2) 条例の主な項目

- ① 禁止区域及び抑制区域
- ② 適正な設置に関する事項
- ③ 周知に関する事項
- ④ 適正な管理に関する事項
- ⑤ 届出に関する事項
- ⑥ 報告及び立入調査、指導、助言、勧告、命令、公表に関する事項

(3) 届出の対象規模

太陽光：発電出力50kw以上のもの 風力：支柱の高さが15mを超えるもの

3 今後の予定

令和5年（2023年）12月 パブリックコメント結果公表予定

市議会定例会に議案提出

令和6年（2024年）4月 条例施行予定